

⑦ 栄養教諭普通免許状

第1 大学等における養成による免許状の取得(免許法別表第2の2)

1 基礎資格等(免許法別表第2の2)

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
			教科及び教職に関する科目
栄養教諭	専修免許状	修士の学位及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること ※1	46
	一種免許状	・学士の学位及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること 又は ・同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること	22
	二種免許状	短期大学士の学位及び栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 ※2	14

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、

免許法施行規則第25条)

※2 大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合が含まれる。(施行規則第66条の5)

2 最低修得単位数(施行規則第10条)

栄養に係る教育及び教職に関する科目(施行規則第10条第1項)

科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
		専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目【第2欄】	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4		2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
教育の基礎的理解に関する科目【第3欄】	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8		5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(※1)			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目【第4欄】	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6		3
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
教育実践に関する科目【第5欄】	栄養教育実習	2		2
	教職実践演習	2		2
大学が独自に設定する科目【第6欄】		24	—	—
施行規則第66条の6の定める科目		8	8	8

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)

イ 施行規則第66条の6の定める科目(「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」を各2単位)は課程認定以外の大学等でも修得することができる。

ウ 二種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、一種免許状を受けようとする場合、二種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。(施行規則第10条の2第1項)

エ 一種免許状を受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする(施行規則第10条の2第3項)

(2) 栄養に係る教育及び教職に関する科目

※1 1単位以上を修得するものとする(施行規則第2条の表備考第3号)

(3) 大学が独自に設定する科目

ア 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第1備考第7号)

単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

イ 専修免許状を受ける場合は、「栄養に係る教育に関する科目」若しくはこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る※)又は第3欄～第5欄のうち1以上の科目について修得すること。(施行規則第10条の表備考第2号)

ウ 大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」と「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で最低限修得する必要がある単位数を超えた部分の単位数を充てることができる。

(4) 単位の流用

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第9条の表備考第4号及び第5号)

ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得すること。

	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位数	養護教諭の普通免許状を受ける場合の単位数
教育の基礎的理解に関する科目	6単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)	6単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2単位	8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位)

第2 教育職員検定による上位の免許状の取得(免許法別表第6の2関係)

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

1 栄養教諭一種免許状

(1) 栄養教諭二種免許状を基礎に取得する場合

在職年数による最低修得単位数(免許法別表第6の2、別表第3備考第7号、山梨県教育職員免許に関する規則第17条の2)

基礎資格
ア 栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合、一種免許状の項に定める最低在職年数に満たない在職期間(1年未満の期間を含む)があるときも、当該在職年数を満たす。(免許法別表第6の2備考)
イ ア以外の場合

基礎資格		ア	イ						
栄養教諭二種免許状取得後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数		1年未満	3	4	5	6	7	8	9
栄養教諭二種免許状取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		8	40	35	30	25	20	15	10
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数の内訳							
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	※	—	32	28	24	20	16	12	8
栄養に係る教育に関する科目	第2欄 詳細は第1の2参照	2	2	2	2	2	1	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第3欄及び第4欄 詳細は第1の2参照	6	6	5	4	3	3	2	1

(2) 在職年数について

ア 在職年数は、基礎免許状を取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数とする。

イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。
- ウ 総単位数に不足する単位数については、「栄養に係る教育に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

※「管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目」は、下表のとおり。

社会・環境と健康	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
食べ物と健康	基礎栄養学
応用栄養学	栄養教育論
臨床栄養学	公衆栄養学
給食経営管理論	総合演習
臨地演習実習	

2 栄養教諭専修免許状

(1) 勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第6の2)

栄養教諭一種免許状取得後、	3
栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	
栄養教諭一種免許状取得後、	15
大学等において修得することを要する最低修得単位数	

(2) 在職年数について

- ア 在職年数は、基礎免許状を取得後、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数とする。
- イ 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学院において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、一種免許状を修得した後であること。
- ウ 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号)
専修免許状を受ける場合は、「栄養に係る教育に関する科目」若しくはこれに準ずる科目(管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る)又は第3欄～第5欄のうち1以上の科目について修得すること。(施行規則第10条の表備考第2号)

第3 教育職員検定により学校給食栄養管理者(学校栄養職員等)が栄養教諭免許状を取得する場合(免許法附則第17項)

学校給食栄養管理者その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(栄養教諭以外の者に限る)が栄養教諭免許状を取得する場合、教育職員検定に合格すると、栄養教諭の免許状の授与を受けることができる。

※申請時に学校栄養職員等の職である者のみに適用される。

1 基礎資格及び在職年数による最低修得単位数

基礎資格	
一種免許状	ア 栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること 又は イ 同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること
二種免許状	ウ 栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。

基礎資格		ア又はイ		ウ	
基礎資格を取得後、学校栄養職員等として良好な成績で勤務した在職年数		3 (※)		3 (※)	
基礎資格を取得後、大学等において修得することを要する最低単位数		10 (2)		8 (2)	
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
栄養に係る教育に関する科目	第2欄 詳細は第1の2 参照	2 (2)		2 (2)	
科目	左記の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数			
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	1	8 (0)	1	6 (0)
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1		1	
	栄養教育実習	1		1	

2 在職年数について

- (1) 在職年数は、基礎免許状を取得後、学校給食栄養管理者(学校給食法第7条に規定する職員)その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として良好な成績で勤務した年数とする。
- (2) 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(※)この法律の規定により、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者が修得する在職年数は3年に満たない在職期間(1年未満を含む)でも当該要件を満たすものとする。
(免許法附則第17項備考第2号)

3 修得単位について

- (1) 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(免許法附則第17項備考第1号)
- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」及び「栄養教育実習」の単位はそれぞれ1単位以上を修得する。(施行規則附則第6項の表備考第3号)
- (3) 栄養教育実習の単位は、特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し勤務した場合は、勤務年数1年につき、1単位の割合で、他の「教職に関する科目」(栄養教育実習を除く)の単位をもって、替えることが可能。(施行規則附則第6項表備考第4号)
- (4) 免許法附則第17項備考第2号の適用者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について2単位以上を修得するものとする。()内の数字はこの法律の規定により、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者が修得する単位数となる。(施行規則附則第6項の表備考第5号)